

○登米市公共工事の前金払取扱要綱

平成17年4月1日

告示第12号

改正 平成17年7月7日告示第168号
平成18年5月18日告示第111号
平成18年12月28日告示第275号
平成20年4月14日告示第104号
平成20年4月24日告示第107号
平成21年4月1日告示第94号
平成22年3月24日告示第42号
平成23年3月31日告示第65号
平成23年6月10日告示第111号
平成25年3月25日告示第64号
平成26年3月17日告示第39号
平成28年3月31日告示第107号
平成29年3月31日告示第102号
令和4年6月10日告示第130号

(趣旨)

第1条 この要綱は、登米市契約規則（平成17年登米市規則第41号）第86条の規定に基づき、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条の規定により、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「法」という。）第5条の規定による登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共工事に要する経費の前金払について必要な事項を定めるものとする。

(前金払の対象となる契約)

第2条 前金払の対象となる契約は、市を発注者とする前条に規定する公共工事に係る契約であって、当該工事請負契約で定めた請負代金額が1件130万円以上のものとする。

(前払金の額)

第3条 前金払により支払うことができる金額（以下「前払金」という。）は、当該請負代金額に別表に掲げる公共工事の種別及び請負代金額の区分に従い、前払金の割合の欄に定める割合を乗じて得た金額以内の額とする。

2 債務負担行為及び継続費（以下「債務負担行為等」という。）に係る2年度以上にわたる公共工事の前払金は、前項の規定により算出した前払金の額を当該債務負担行為等の各年度の出来高予定額に対応する金額に区分し、初年度に係るものは初年度に支払い、以後の年度に係るものは当該各年度の予算の配当を待って当該年度に支払うものとする。ただし、年度末に契約する場合、国庫補助事業の予算執行と

して特に必要がある場合その他特別の事由があると認められる場合には、当該公共工事の初年度年割額の範囲内で、初年度及び翌年度の出来高予定額に対応する金額の合計額を初年度に支払うことができるものとする。

3 債務負担行為等に係る2年度にわたる公共工事のうち工期が12か月以内のもの前払金は、前項の規定にかかわらず、当該公共工事の初年度年割額の範囲内で第1項の規定により算出した前払金の額を初年度に支払うことができるものとする。

4 前払金は、総額で5億円を超えて支払うことを約定することはできない。ただし、第2項ただし書適用において、国庫補助事業の予算執行として特に必要がある場合その他特別の事由があると認められる場合には、この限りでない。

(保証契約証書の提出)

第4条 前払金の支払を請求する者は、法第2条第4項に規定する保証事業会社と、工事請負契約において定めた工事完成期限（債務負担行為等に係る2年度以上にわたる公共工事の場合は、請求する前払金に係る出来高予定額の完成期限）を保証期限とし、同条第5項に規定する保証契約を締結しなければならない。

2 前払金の支払を請求する者は、前項の保証契約を締結したときは、遅滞なく当該保証契約証書（正副2通）を市長に提出しなければならない。

(特別な契約事項)

第5条 前払金に係る公共工事の請負契約書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 前払金は、請負者が前条の手続を完了した後に請求できるものであること。

(2) 第7条の規定により前払金を追加払し、又は返還させること。

(3) 前払金を当該請負工事に必要な経費以外の支払に充ててはならないこと。

(前払金の支払)

第6条 市長は、適法な前払金の請求書を受理したときは、その日から起算して、14日以内に前払金を支払うものとする。

2 前払金の支払は、第4条第2項の規定する保証契約証書に記載された預託金融機関に対する振込みにより行うものとする。

(前払金の追加払又は返還)

第7条 市長は、工事内容の変更その他の理由により当初の請負代金額の10分の2以上請負代金額を増額したときは、当該増額後の請負代金額について第3条第1項の規定により計算して得た額から既に支払った前払金額を差し引いた額を前払金として追加払することがある。

2 市長は、工事内容の変更その他の理由により請負代金額を減額した場合であつて、既に支払った前払金額が減額後の請負代金額について第3条第1項の規定による割合に10分の1を加えた割合により計算して得た額を超えるときは、当該超過額を返還させるものとする。

(前払金の使途制限)

第8条 請負者は、前払金を工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充ててはならない。

(前払金の返還)

第9条 市長は、請負者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に支払った前払金の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 前払金を前条に規定する経費以外に使用したとき。
- (2) 第4条第1項に規定する保証契約が解約されたとき。
- (3) 当該公共工事に係る請負契約が解除されたとき。

(遅延利息)

第10条 第7条第2項及び前条の規定により前払金を返還すべき者が、指定された期限までに返還しないときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率で計算して得た額の遅延利息を併せて納付しなければならない。

附 則

1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。

(東日本大震災による前払金の額の特例)

2 前払金の額に係る第3条第1項の規定の適用については、当分の間、別表中「10分の4」とあるのは「10分の4.5」と、「10分の3」とあるのは「10分の3.5」とする。

附 則（平成17年7月7日告示第168号）

この告示は、平成17年7月7日から施行する。

附 則（平成18年5月18日告示第111号）

この告示は、平成18年5月18日から施行する。

附 則（平成18年12月28日告示第275号）

この告示は、平成19年1月1日から施行する。

附 則（平成20年4月14日告示第104号）

この告示は、平成20年4月21日から施行する。

附 則（平成20年4月24日告示第107号）

この告示は、平成20年4月24日から施行する。

附 則（平成21年4月1日告示第94号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月24日告示第42号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日告示第65号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年6月10日告示第111号）

この告示は、平成23年6月10日から施行し、改正後の登米市公共工事の前金払取扱要綱の規定は、同年6月1日以降に新たに締結する契約から適用する。

附 則（平成25年3月25日告示第64号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月17日告示第39号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第107号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日告示第102号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和4年6月10日告示第130号）

この告示は、令和4年6月10日から施行する。

別表（第3条関係）

公共工事の種別	請負代金額	前払金の割合
土木建築に関する工事	130万円以上	10分の4
土木建築に関する工事の設計又は調査	130万円以上	10分の3
土地の測量	130万円以上	10分の3
土木建築に関する工事の用に供する機械類の製造	130万円以上	10分の3